

**(仮称)東村山市子ども・子育て支援事業計画
骨子(案)**

平成26年8月19日
東村山市子ども総務課

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の背景と目的

わが国では、急速な少子高齢化の進行に伴い、労働力人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力低下などは、将来的に社会・経済へ深刻な影響を与え、早期に解決しなければならない喫緊の課題となっています。また、核家族化の進行、就労環境の変化など子どもと家庭を取り巻く環境が大きく変化しており、子育てを社会全体で支援していくことが必要となっています。

このような状況の中で、国においては、平成15年に「次世代育成支援対策推進法」が制定され、地方公共団体や事業主の行動計画策定を義務づけるなど次世代育成支援の推進を図ってきました。東村山市では、平成16年度に「東村山市次世代育成支援行動計画（愛称：東村山子育てレインボープラン）」を策定し、平成21年度までの前期計画、平成26年度までの後期計画を通して家庭、地域、保育施設、学校、行政等が連携し、子どもを生き育てやすいまちづくりを目指して子育て支援策の拡充に努めてきました。

しかしながら、都市部を中心に依然として多くの待機児童が存在することや児童虐待が深刻化するなど、質の高い教育・保育の安定的な提供や子ども・子育て支援の量的拡充と質的改善を図り、地域社会と共に保護者の子育てへの負担や孤立感を和らげる環境を整えることが求められ、平成22年1月に「子ども・子育てビジョン」が閣議決定、平成24年8月には「子ども・子育て関連3法」が制定されました。これを受ける形で平成27年4月より「子ども・子育て支援新制度」が本格的にスタートすることが決まり、「市町村子ども・子育て支援事業計画」を策定することになりました。

東村山市は、これまで推進していた「東村山子育てレインボープラン」の“子育てのまちづくり”としての将来像『すべての子どもと大人が いっしょに育つまち』の考え方を受け継ぎながら、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、地域子ども子育て支援の量的拡充と質的改善を図ることを目的に「東村山市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

2 計画の位置付け

「東村山市子ども・子育て支援事業計画」は、「子ども・子育て支援法」の基本理念（第2条）と「子ども・子育て支援の意義に関する事項」を踏まえ、同法第61条を根拠に同法第77条第1項で設置している「東村山市子ども・子育て会議」で委員の意見を伺って策定します。また、「東村山市総合計画」を上位計画とし、関連計画との整合性を図り策定しています。

3 計画の対象と期間

(1) 計画の対象

この計画における対象は、生まれる前（妊娠時）から小学生までの子どもとその家庭を想定しています。

(2) 計画の期間

この計画は、平成27年度を初年度とし、平成31年度までの5年間を計画期間とします。また、計画内容と実態に乖離等が生じた場合は、計画の中間年（平成29年度）を目安として見直しを行います。

参考 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針 3子ども・子育て支援事業計画の達成状況の点検及び評価（77ページ）より
～法の施行後、支給認定を受けた保護者の認定区分ごとの人数が、二の二の（一）又は四の二の（一）により定めた当該認定区分に係る量の見込みと大きく乖離している場合には、適切な基盤整備を行うため、計画の見直しが必要となる。このため、市町村は、支給認定の状況を踏まえ、計画期間の中間年を目安として、必要な場合には、市町村子ども・子育て支援事業計画の見直しを行うこと。

第2章 子育て支援に関する基本構想

1 将来フレーム

平成27年度の児童数は、15,055人となっていますが、それ以後は減少傾向で推移し、平成31年度には、14,309人になるとものと予測しています。（東村山市第4次総合計画基礎調査報告書で算出された数値から推計）

年齢	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
0歳	1,107	1,088	1,080	1,071	1,064
1歳	1,194	1,179	1,143	1,143	1,111
2歳	1,239	1,250	1,239	1,184	1,192
3歳	1,314	1,269	1,285	1,278	1,204
4歳	1,239	1,238	1,202	1,221	1,219
5歳	1,277	1,192	1,191	1,163	1,186
6歳	1,294	1,194	1,118	1,117	1,097
7歳	1,417	1,348	1,236	1,159	1,158
8歳	1,197	1,371	1,308	1,189	1,120
9歳	1,275	1,308	1,453	1,391	1,255
10歳	1,239	1,198	1,226	1,364	1,310
11歳	1,263	1,262	1,224	1,249	1,393
計	15,055	14,897	14,705	14,529	14,309

年代別では、就学前児童（0歳～5歳）は7,370人から6,976人へ、小学生（6歳～11歳）が7,685人から7,333人へ微減すると予測しています。

2 目指すべき将来像

市では、“子育てのまちづくり”としての将来像を次のようにします。

『地域と共に すべての子どもと大人が いっしょに育つまち』

地域の人々が、子育て中の保護者の気持ちを受け止め、寄り添い、支えることを通じ、保護者が子育てに不安や負担ではなく、喜びや生きがいを感じることができ、そして未来の社会を創り、担う存在であるすべての子どもが大事にされ、健やかに成長できるような社会、すなわち、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指します。

参考 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針 四 社会のあらゆる分野における構成員の責務、役割（12ページ）より

また東村山市では、これまでも地域で子育てに関連する関係者で構成する会議等を「地域まるごと子育て支援」という統一スローガンに沿って、子育てしやすい地域づくりを創造していくことを目的に実施してきました。今後も子ども・大人・地域が“いっしょ”になって、子育てしやすいまちを、ともに創りあげていくことを実践していきます。

3 計画の視点

この計画は、目指すべき将来像の実現に向け、施策や事業を実施するにあたり、次の3つの視点を踏まえ施策の充実を図ります。

(1) 子どもの健やかな成長の視点

「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すという考えを基本に、子どもの幸せを第一に考え、子どもの視点に立ち、一人一人の子どもの生存と発達¹⁾が保障されるよう、子どもの健やかな成長のための支援を進めます。

参考 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針 第一 子ども・子育て支援の意義に関する事項（3ページ）
～子ども・子育て支援については、この法の目的を達成するため、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考えを基本に、子どもの視点に立ち、子どもの生存と発達が保障されるよう、良質かつ適切な内容及び水準のものとすることが必要である。

(2) 親育ちへの支援の視点

保護者が、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげ、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境となるよう、育児負担を軽減する為の取組み等を充実させ、親としての成長や、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じるような支援を進めます。

参考 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針 第一 子ども・子育て支援の意義に関する事項（4ページ）より
～しかるに、子どもの育ちや子育てをめぐる状況は厳しく、結婚や出産に関する希望の実現をあきらめる人々や悩みや不安を抱えながら子育てを行っている人々がいる。また、親自身は、周囲の様々な支援を受けながら、実際に子育てを経験することを通じて、親として成長していくものであり、全ての子育て家庭を対象に、こうしたいわゆる「親育ち」の過程を支援していくことが必要とされる。

(3) 地域全体で子ども・子育てを支援する視点

子育ての第一義的な責任は保護者にあるという基本的認識の下に、地域の家庭、学校、行政など様々な機関が連携し、情報交換しながら、子ども・子育て支援によりよい環境づくりを協働で取り組み、地域の人々が妊娠・出産期から子育て中の保護者の気持ちを受け止め、子育ての楽しさや大変さを分かち合える支援を進めます。

参考 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針 より
一 子どもの育ち及び子育てをめぐる環境（4ページ） 四 社会のあらゆる分野における構成員の責務、役割（12ページ）

4 基本目標

基本目標は、目指すべき将来像の実現のために、計画の視点を踏まえて、次の3つの基本目標を掲げ、総合的な施策の展開を図ります。

基本目標1 安心して子どもを産み育てる環境を整える

すべての親が安心して妊娠・出産や子育てができるよう、出産前後の負担軽減を図ると共に、その後も子どもの成長段階に応じて安心して子育てができるよう環境を整えます。

該当事業

- 子育て短期支援事業(ショートステイ) ●妊婦に対して健康診査を実施する事業(妊婦健康診査事業) ●乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)
- 養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業(養育支援訪問事業)

基本目標2 教育・保育の質と量を充実する

社会の変化の中で、多様化する保育サービスなどの需要に対応できるよう、施設や事業の充実や職員体制等の質の確保に努めます。また、保育園、幼稚園、認定こども園が連携し、子どもが小学校へ円滑に就学できるよう支援します。就労等により保護者が日中家庭にいない小学生の放課後の安全な居場所づくり等として学齢期に応じた支援を行います。

該当事業

- 教育・保育(保育所、幼稚園・認定こども園・地域型保育) ●時間外保育事業(延長保育) ●放課後児童健全育成事業(児童クラブ) ●一時預かり事業
- 病児保育事業(病児・病後児保育)

基本目標3 地域の子ども・子育て環境を支援する

子育てに関する情報提供と子育てや保健サービスに関する情報等、市民それぞれのニーズに沿った専門的な相談の場の充実に努めます。

該当事業

- 地域子育て支援拠点事業(子育てひろば) ●子育て援助活動支援事業<就学児のみ>(ファミリー・サポートセンター) ●利用者支援事業

第3章 計画の目標値等

1 教育・保育提供区域

地理的条件や現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況を総合的に勘案し、教育・保育の提供区域を1区域と設定します。また、地域子ども・子育て支援事業の提供区域についても1区域と設定します。

2 幼児期の学校教育・保育にかかる量の見込み・確保方策・実施時期など

幼稚園・認可外保育施設は現在意向確認中のため、確保方策の区分が変更になる可能性がある。

	平成27年度					平成28年度					平成29年度					
	1号 3-5歳 学校教育のみ	2号 3-5歳 教育利用有	3号 3-5歳 保育の必要有	1-2歳 保育の必要有	0歳 保育の必要有	1号 3-5歳 学校教育のみ	2号 3-5歳 教育利用有	3号 3-5歳 保育の必要有	1-2歳 保育の必要有	0歳 保育の必要有	1号 3-5歳 学校教育のみ	2号 3-5歳 教育利用有	3号 3-5歳 保育の必要有	1-2歳 保育の必要有	0歳 保育の必要有	
①量の見込み (必要利用定員総数)																
②確保方策	施設型給付	[Shaded]					[Shaded]					[Shaded]				
	地域型保育															
	認可外施設	[Diagonal]					[Diagonal]					[Diagonal]				
	確認を受けない幼稚園	[Shaded]					[Shaded]					[Shaded]				
差②-①																

イメー

1-2歳	0歳
推計人口 2,433	推計人口 1,087
充足率 40.0%	充足率 18.3%

—

1-2歳	0歳
推計人口 2,429	推計人口 1,088
充足率 40.0%	充足率 18.3%

図

1-2歳	0歳
推計人口 2,382	推計人口 1,080
充足率 40.0%	充足率 18.3%

	平成30年度					平成31年度					
	1号 3-5歳 学校教育のみ	2号 3-5歳 教育利用有	3号 3-5歳 保育の必要有	1-2歳 保育の必要有	0歳 保育の必要有	1号 3-5歳 学校教育のみ	2号 3-5歳 教育利用有	3号 3-5歳 保育の必要有	1-2歳 保育の必要有	0歳 保育の必要有	
①量の見込み (必要利用定員総数)											
②確保方策	施設型給付	[Shaded]					[Shaded]				
	地域型保育										
	認可外施設	[Diagonal]					[Diagonal]				
	確認を受けない幼稚園	[Shaded]					[Shaded]				
差②-①	0		0	0	0	0		0	0	0	

【注】
 特定教育・保育施設：確認を受けた認定こども園、幼稚園、認可保育所
 確認を受けない幼稚園：新制度に移行しない幼稚園
 特定地域型保育事業：確認を受けた家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育、事業所内保育
 認可外保育施設：認証保育所・定期利用保育施設等

1-2歳	0歳
推計人口 2,327	推計人口 1,071
充足率 40.0%	充足率 18.3%

1-2歳	0歳
推計人口 2,303	推計人口 1,064
充足率 40.0%	充足率 18.3%

3 地域子ども・子育て支援事業にかかる量の見込み・確保方策・実施時期など

事業ごとに量の見込みと提供体制の確保方策及びその実施時期を記します。

(1) 時間外保育事業(延長保育)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	人	人	人	人	人
②確保方策	人	人	人	人	人
② - ①	人	人	人	人	人

(2) 放課後児童健全育成事業(児童クラブ)

(3)

・

・

4 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容に関する事項

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（37・38ページ）より

市町村は、認定こども園が幼稚園及び保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況及びその変化等によらず柔軟に子どもを受け入れられる施設であることを踏まえ、現在の教育・保育の利用状況及び利用希望に沿って教育・保育施設の適切な利用が可能となるよう、幼稚園及び保育所から認定こども園への移行に必要な支援その他地域の実情に応じた認定こども園の普及に係る基本的な考え方を記載すること。中でも幼保連携型認定こども園については、学校及び児童福祉施設として一の認可の仕組みとした制度改正の趣旨を踏まえ、その普及に取り組むことが望ましい。

また、幼稚園教諭と保育士の合同研修に対する支援等の市町村が行う必要な支援に関する事項を定めること。

また、第一の子ども・子育て支援の意義に関する事項を踏まえ、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割、提供の必要性等に係る基本的な考え方及びその推進方策を定めること。その際、乳幼児期の発達が連続性を有するものであることや、幼児期の教育が生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることに十分留意すること。さらに、第二の二の3に掲げる教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の相互の連携並びに認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校等との連携についての基本的考え方を踏まえ、市町村におけるこれらの連携の推進方策を定めること。

以下を記載予定とします

- 認定こども園の普及に係る基本的考え方
- 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割
- 提供の必要性等に係る基本的考え方及びその推進方策
- 地域における教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の連携並びに認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校等との連携の推進方策

第4章 計画の推進

1 計画の進捗管理

- ① 毎年度、計画の達成状況について取りまとめ、「東村山市子ども・子育て会議」に報告し、点検・評価を行います。
- ② 取りまとめた結果は、市ホームページ等によって市民に公表します。
- ③ この計画は、平成27年度を初年度とし、平成31年度までの5年間で計画期間とします。また、計画内容と実態に乖離等が生じた場合は、計画の中間年（平成29年度）を目安として見直しを行います。
- ④ 計画を効果的かつ実効性のあるものとするために、計画・実行・評価・改善のPDCAサイクルを確立し、進捗管理を行います。

参考 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針 3子ども・子育て支援事業計画の達成状況の点検及び評価（77ページ）より

～法の施行後、支給認定を受けた保護者の認定区分ごとの人数が、二の二の（一）又は四の二の（一）により定めた当該認定区分に係る量の見込みと大きく乖離している場合には、適切な基盤整備を行うため、計画の見直しが必要となる。このため、市町村は、支給認定の状況を踏まえ、計画期間の中間年を目安として、必要な場合には、市町村子ども・子育て支援事業計画の見直しを行うこと。

資料編

1 計画策定の体制と経緯

(1) 計画策定体制

東村山市子ども・子育て会議委員の名簿を掲載予定としています。

(2) 計画策定の経緯

東村山市子ども・子育て会議の実施状況を掲載予定としています。

(3) 調査の実施

東村山市子ども・子育て支援事業計画調査内容を掲載予定としています。

2 教育・保育提供区域

東村山市地図に施設を落とし込み掲載（教育・保育のみ）する予定としています。